

信託法改正について

1. 改正の背景

信託法は大正 11 年に制定された信託に関する私法的な法律関係を規律する基本法であるが、これまで 80 年以上にわたり、実質的な改正がなされないまま現在に至っている。

- ・ 現行の信託法...主として念頭に置かれているのは委託者・受託者・受益者とも、自然人であり、かつ 1 人または少数であるというもの。
- ・ 現行の実務 ...受託者は主として信託銀行という法人であり、信託の目的は主として投資目的・商事目的の信託である。

特にいわゆる商事信託を主として念頭に置きつつ、信託法自体の抜本的な改正を望む声が高まっていた。

2. 改正内容¹

- (1) 信託契約等の自由な設計を可能にし、その柔軟性を向上させる観点から、当事者の私的自治を尊重し、過度に規制的であった現行法のルールを見直す。
受託者の利益相反行為の禁止の許容、受託者の自己執行義務に関する規定の合理化等
- (2) 一方、信託という財産管理のための法制の信頼性を損なわないものとする観点からは、受益者の権利行使をより実効的かつ機動的なものとする必要があることから、受益者の権利行使に関し、決め細やかで合理的なルールの整備を図る。
受託者の忠実義務に関する一般規定の創設、受益者の多数決による意思決定の許容（受益者集会制度）等
- (3) 多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備を行う。
受益証券発行信託の創設、限定責任信託の創設、自己信託（信託宣言）の許容、目的信託の許容等

3. 信託の方法

- (1) 信託契約による設定
- (2) 遺言による設定
- (3) 信託宣言による設定（いわゆる「自己信託」）

4. 新たな類型

- (1) 受益証券発行信託
- (2) 限定責任信託
- (3) 受益者の定めのない信託（いわゆる「目的信託」）

¹ 中原裕彦、村松秀樹、富澤賢一郎、鈴木秀昭、三木原聡「信託法改正要綱の概要」旬刊金融法務事情 1764 号 18 頁から抜粋。

信託法案の概要（会計に関する部分を中心に）

一. 総則

1 定義(2条1項)

「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。

2 信託の方法（3条）

信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（信託契約）を締結する方法によること

特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法によること

特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録で当該目的その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したものである方法によること²

3 信託の効力の発生（4条）

2 に掲げる方法によってされる信託は、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる³。

2 に掲げる方法によってされる信託は、当該遺言の効力の発生によってその効力を生ずる。

2 に掲げる方法によってされる信託は、次によってその効力を生ずる。

ア 公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録によってされる場合
当該公正証書等の作成

イ 公正証書等以外の書面又は電磁的記録によってされる場合
受益者として指定された第三者に対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知

4 受託者の資格（7条）

信託は、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人を受託者としてすることができな

² これが「自己信託」であり、いわゆる信託宣言に該当する。

³ これまでは、要物契約として解されていたが、諾成契約であることを明確化している（この結果、信託財産の引渡等の前でも受託者の義務が生ずることとなり受益者保護に資する）。

い。

5 受託者の利益享受の禁止(8条)

受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、何人の名義をもってするかを問わず、信託の利益を享受することができない。

6 脱法信託及び訴訟信託の禁止(9条、10条)

法令によりある財産権を享有することができない者は、その権利を有するのと同様の利益を受益者として享受することができない。

信託は、訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができない。

7 詐害信託の取消し及び詐害信託の否認等(11条、12条)

委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合には、受託者が債権者を害すべき事実を知っていたか否かにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、詐害行為取消請求訴訟(民法424条1項の規定による取消しを裁判所に請求すること)ができる。

破産者が委託者としてした信託の否認について所要の規定が整備されている。

8 会計の原則(13条)

信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

二. 信託財産等

1 定義

「信託財産」とは、受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう(2条3項)。

「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(以下「受益債権」という。)及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう(2条7項)。

「固有財産」とは、受託者に属する財産であって、信託財産に属する財産でない一切の財産をいう(2条8項)。

「信託財産責任負担債務」とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう(2条9項)。

「限定責任信託」とは、受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について、信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託をいう(2条12項)。

「信託債権」とは、信託財産責任負担債務に係る債権であって、受益債権でないものをいう(21条2項)。

審議事項(2)

受託者に係る B/S 的なイメージへの当てはめ

固有財産（2条8項）	固有財産等責任負担債務（22条1項）	いわゆる 固有勘定
信託財産（2条3項） ・信託財産に属する財産 （信託財産に属する債権）	信託財産責任負担債務（2条9項、21条1項） 信託債権（21条2項）に係る債務 受益債権（2条7項、21条1項）に係る債務	いわゆる ⁴ 信託勘定

2 信託財産に属する財産の対抗要件(14条)

登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

3 信託財産に属する財産の占有の瑕疵の承継(15条)

受託者は、信託財産に属する財産の占有について、委託者の占有の瑕疵を承継する。

4 信託財産の範囲（16条）

信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか、信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産等は信託財産に属する。

5 信託財産に属する財産の付合等(17条から19条)

信託財産に属する財産と固有財産若しくは他の信託の信託財産に属する財産との付合若しくは混和又はこれらの財産を材料とする加工があった場合には、各信託の信託財産及び固有財産に属する財産は各別の所有者に属するものとみなして、民法242条から第248条までの規定（例、不動産の付合(民法242条)、混和(民法245条)、加工(民法246条)）を適用する。

信託財産に属する財産と固有財産に属する財産とを識別することができなくなった場合には、各財産の共有持分が信託財産と固有財産とに属するものとみなす。

受託者に属する特定の財産の共有持分が信託財産と固有財産又は他の信託財産に属する場合におけるその財産の分割について、所要の規定が整備されている。

6 信託財産に属する財産についての混同の特例(20条)

同一物について所有権及び他の物権が、信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属した場合には、民法179条1項本文の規定にかかわらず、当該他の物権は消滅しない。

所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が、信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属した場合には、民法179条2項前段の規定にかかわら

⁴ 例えば、特定目的信託財産の計算に関する規則13条では、貸借対照表は資産、負債、元本等に掲げる部に区分して表示しなければならないとしている。

ず、当該他の権利は消滅しない。

次に掲げる場合には、民法 520 条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。

- ・ 信託財産に属する債権に係る債務が受託者に帰属した場合（信託財産責任負担債務となった場合を除く。）
- ・ 信託財産責任負担債務に係る債権が受託者に帰属した場合（当該債権が信託財産に属することとなった場合を除く。）
- ・ 固有財産又は他の信託の信託財産に属する債権に係る債務が受託者に帰属した場合（信託財産責任負担債務となった場合に限る。）
- ・ 受託者の債務（信託財産責任負担債務を除く。）に係る債権が受託者に帰属した場合（当該債権が信託財産に属することとなった場合に限る。）

7 信託財産責任負担債務の範囲(21 条)

次に掲げる権利に係る債務は、信託財産責任負担債務となる。

受益債権（2 条 7 項）

信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利

信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの⁵

103 条 1 項又は 2 項の規定による受益権取得請求権

信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属するものによって生じた権利

信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属しないもののうち、次に掲げるものによって生じた権利

ア 受託者の権限違反行為の取消（27 条 1 項又は 2 項）の規定により取り消すことができない行為

イ 受託者の権限違反行為の取消（27 条 1 項又は 2 項）の規定により取り消すことができる行為であって、取り消されていないもの

受託者の利益相反行為により処分等の取消（31 条 6 項又は 7 項）の規定により取り消すことができない行為又はこれらの規定により取り消すことができる行為であって取り消されていないものによって生じた権利

受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利

から までに掲げるもののほか、信託事務の処理について生じた権利

また、信託財産責任負担債務のうち、次に掲げる権利に係る債務について、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う(21 条 2 項)。

受益債権

⁵ 現行法下でも、（債務自体の信託や積極財産と消極財産（信託前に生じた委託者の債務）とを含む包括財産の信託は認められないが）受託者が債務引受の手続を行い、受託者が委託者、債権者との間で責任財産を信託財産に限定する特約は認められると解されていた（例えば、四宮和夫「信託法[新版]」（有斐閣）p133 参照）。信託法案ではこれを明確化したものであり、これにより事業（積極財産と消極財産の集合体）自体が信託されたのと同様の状態を生じさせることができるようになることから、いわゆる「事業の信託」（事業自体の信託を指す）の意義を強調する場合がある。なお、類似の用語として「事業信託」あるいは「事業型の信託」があり、これは、当初の信託財産が何であるかを問わず、信託財産に属する財産で事業が行われている信託を指す。

審議事項(2)

有効な限定責任信託（信託行為に 216 条 1 の定めがあり、かつ、232 条の定めるところにより登記がされた場合）における信託債権

その他、この法律の規定により信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものとされる場合における信託債権

信託債権を有する者（信託債権者）との間で信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の合意がある場合における信託債権

8 信託財産に属する債権等についての相殺の制限(22 条)

「固有財産等責任負担債務」（受託者が固有財産又は他の信託の信託財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務）に係る債権を有する者は、原則として、当該債権をもって信託財産に属する債権に係る債務と相殺をすることができない。

9 信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等（23 条）

（信託財産責任負担債務に係る債権に基づく場合を除き）信託財産に属する財産に対しては、強制執行等を行うことができない。

自己信託（3 条 3 号に掲げる方法による信託）がされた場合において、委託者がその債権者を害することを知って当該信託をしたときは、にかかわらず、原則として、信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者、当該委託者（受託者であるものに限る。）に対する債権で信託前に生じたものを有する者は、信託財産に属する財産に対し、強制執行等を行うことができる（23 条 2 項）。

10 信託財産と受託者の破産手続等との関係等（25 条）

受託者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、破産財団に属しない。

受託者が再生手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、再生債務者財産に属しない

受託者が更生手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、更生会社財産に属しない。

三. 受託者等

1 受託者の権限等（26 条から 28 条）

受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。ただし、信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない。

受益者は、受託者の権限違反行為を取り消すことができる。

受託者は、一定の場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができる。

2 受託者の義務等

善管注意義務等（29 条）

受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならないものとし、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもってこれをしなければならない。

忠実義務等(30条から32条)

ア 受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない

イ 受託者は、受益者の利益と相反する行為をしてはならない。

公平義務(33条)

受益者が二人以上ある信託においては、受託者は、受益者のために公平にその職務を行わなければならない。

分別管理義務(34条)

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、財産の区分に応じ、分別して管理しなければならない。

信託事務の処理の委託における第三者の選任及び監督に関する義務(35条)

信託事務の処理を第三者に委託するときは、受託者は、信託の目的に照らして適切な者に委託しなければならない。信託事務の処理を第三者に委託したときは、受託者は、当該第三者に対し信託の目的の達成のために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

帳簿等の作成等、報告及び保存の義務等

ア 委託者又は受益者は、受託者に対し、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求めることができる(36条)。

イ 受託者は、以下を行わなければならない(37条)。

- ・ 受託者は、信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、法務省令で定めるところにより、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成しなければならない(1項)。
- ・ 受託者は、毎年一回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない(2項)。
- ・ 受託者は、前項の書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について受益者に報告しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる(3項)。
- ・ 受託者は、第1項の書類又は電磁的記録を作成した場合には、その作成の日から10年間、当該書類又は電磁的記録を保存しなければならない。ただし、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない(4項)。
- ・ 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合には、その作成又は取得の日から10年間、当該書類又は電磁的記録を保存しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する(5項)。
- ・ 受託者は、第2項の書類又は電磁的記録を作成した場合には、信託の清算の結了の日までの間、当該書類又は電磁的記録を保存しなければならない。ただし、その作成の日から十年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない(6項)。

ウ 受益者は、受託者に対し、帳簿等の書類の閲覧又は謄写の請求をすることができる(38条)。

エ 受益者が二人以上ある信託においては、受益者は、受託者に対し、受益者の氏名等の事項を相当な方法により開示することを請求することができる(39条)。

3 受託者の責任等

受託者の損失てん補責任等(40条)

受託者がその任務を怠ったことによって信託財産に損失等が生じた場合には、受益者は、当該受託者に対し、当該損失のてん補等を請求することができる。

法人である受託者の役員の時連帯責任(41条)

法人である受託者の理事、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者は、当該法人が損失てん補責任を負う場合において、当該法人が行った法令又は信託行為の定め違反する行為につき悪意又は重大な過失があるときは、受益者に対し、当該法人と連帯して、損失のてん補又は原状の回復をする責任を負う。

損失てん補責任等の免除(42条)

受益者は、又は の責任を免除することができる。

受益者による受託者の行為の差止め(信託違反行為の差止請求権)(44条)

受託者が法令若しくは信託行為の定め違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、受益者は、当該受託者に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

受益者による検査役の選任の申立て(46条, 47条)

受託者の信託事務の処理に関し、不正の行為又は法令若しくは信託行為の定め違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

4 受託者の費用等及び信託報酬等

受託者が、信託事務を処理するのに必要と認められる費用を固有財産から支出した場合には、信託財産から当該費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を受けることができる(48条)。

受託者が、信託財産責任負担債務を固有財産をもって弁済し、信託財産から償還を受けることができることとなった場合には、当該信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者に代位する(50条)。

受託者は、信託の引受けについて商行為による報酬請求権の発生に関する商法 512 条の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬(信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益)を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができる(54条)。

5 受託者の変更等

受託者の任務終了事由等

ア 受託者の任務は、信託の清算の終了、受託者の辞任(57条)及び解任(58条)、信託行為において定めた事由等により、終了する(56条)。

イ 受託者は、原則として、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる(57

条)。

ウ 委託者及び受益者は、原則として、その合意により受託者を解任することができる(58条)。

前受託者の義務等(59条から61条)

受託者の任務が終了した場合の前受託者等による受益者に対する通知義務等について所要の規定が整備されている。

新受託者の選任(62条)

新受託者の選任について所要の規定が整備されている。

信託財産管理者等

ア 受託者の任務が終了した場合において、新受託者が選任されておらず、かつ、必要があると認めるときは、新受託者が選任されるまでの間、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産管理者による管理を命ずる処分をすることができる(63条から72条)。

イ 受託者の職務を代行する者を選任する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者について、所要の規定が整備されている(73条)。

ウ 受託者が死亡した場合について、信託財産を法人とするほか、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分をすることができるものとし、信託財産法人管理人について所要の規定が整備されている(74条)。

受託者の変更に伴う権利義務の承継等

受託者の任務終了時において存する信託に関する権利義務の承継、承継された債務に関する前受託者及び新受託者の責任、前受託者による新受託者等への信託事務の引継ぎ等について、所要の規定が整備されている(75条から78条)

6 受託者が二人以上ある信託の特例

信託財産の合有(79条)

受託者が二人以上ある信託においては、信託財産は、その合有とする。

信託事務の処理の方法(80条から87条)

受託者が二人以上ある信託における受託者の信託事務の処理については、受託者の過半数をもって決するものとし、職務分掌の定めがある場合の特例、他の受託者に対する信託事務の委託等について、所要の規定が整備されている。

四. 受益者等

1 受益者の権利の取得及び行使

受益権の取得(88条)

信託行為の定めにより受益者として指定された者は、当然に受益権を取得する。

受益者指定権等(89条)

受益者を指定し又はこれを変更する権利(受益者指定権等)を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使する。

委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託の特例等(90条、91条)

委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例及び受益者の死亡

により他の受益者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例⁶について、所要の規定が整備されている。

信託行為の定めによる受益者の権利行使の制限の禁止（92条）

受益者による受託者の権限違反行為の取消権（27条1項又は2項）や受託者の利益相反行為により処分等の取消権（31条6項又は7項）、受託者の違反行為差止請求権（44条）などの行使は、信託行為の定めにより制限することができない。

2 受益権等

受益権の譲渡性等

ア 受益者は、その有する受益権を譲り渡すことができる（93条）

イ 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない。当該通知及び承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、受託者以外の第三者に対抗することができない。（94条）

ウ 受益者は、その有する受益権に質権を設定することができる（96条）。

受益権の放棄

受益者は受託者に対し受益権を放棄する旨の意思表示をすることができる（99条）。

受益債権

ア 受益債権に係る債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う（100条）。

イ 受益債権は、信託債権に後れる（101条）。

受益権取得請求権

信託の目的の変更その他の重要な信託の変更、信託の併合又は分割がされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で取得することを請求することができる（103条）。

3 二人以上の受益者による意思決定の方法の特例

総則

受益者が二人以上ある信託における受益者の意思決定は、すべての受益者の一致によってこれを決する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときはその定めるところによる（105条1項）。

受益者集会

ア 信託行為に別段の定めがある場合（105条1項ただし書き）において、信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるときは、下記イからケの定めるところによる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる（105条2項）。

イ 受益者集会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる（106条1項）。

- ・ 受益者集会は、受託者が招集する（106条2項）。
- ・ 受益者は、受託者に対し、受益者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、受益者集会の招集を請求することができる（107条1項）。

⁶ これは、いわゆる「後継ぎ遺贈型の信託」と呼ばれるものに該当する。

審議事項(2)

- ・ 信託財産に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、前項の規定による請求をした受益者は、受益者集会を招集することができる（107条2項）。
- ウ 受益者集会を招集するには、招集者は、受益者集会の日の二週間前までに、知れている受益者及び受託者に対し、書面をもってその通知を発しなければならない（109条1項）。この際、招集者は、法務省令で定めるところにより、知れている受益者に対し、「受益者集会参考書類」及び「議決権行使書面」を交付しなければならない（110条1項）。
- エ 受益者は、受益者集会において、次の区分に応じて議決権を有する（受益権が当該受益権に係る信託の信託財産に属するとき（いわば自己信託受益権）は、受託者は、当該受益権については議決権を有しない。）（112条）。
- ・ 各受益権の内容が均等である場合：受益権の個数
 - ・ 前号に掲げる場合以外の場合：受益者集会の招集の決定の時における受益権の価額
- オ 受益者集会の決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の過半数をもって行う（113条1項）。
- カ ただし、次に掲げる事項に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において議決権を行使することができる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し、出席した当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない（113条2項）⁷。
- ・ 受託者の損失補てん義務等（42条）の責任の免除（105条4項各号に掲げるものを除く。）
 - ・ 信託監督人による事務処理の終了（136条1項1号）の合意
 - ・ 受益者代理人による事務処理の終了（143条1項1号）の合意
 - ・ 信託の変更（149条1項若しくは2項1号）の合意（又は同条3項に規定する意思表示）
 - ・ 信託の併合（151条1項又は2項1号）の合意
 - ・ 吸収信託分割（155条1項又は2項1号）の合意
 - ・ 新規信託分割（159条1項又は2項1号）の合意
 - ・ 信託の終了（164条第1項）の合意
- キ オ及びカの規定にかかわらず、103条1項2号から4号までに掲げる事項（受益権の譲渡の制限、受託者の義務の全部又は一部の減免、受益債権の内容の変更。これらの事項にあっては、受益者間の権衡に変更を及ぼすものを除く。）に係る重要な信託の変更等に係る受益者集会の決議は、当該受益者集会において議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない⁸。
- ク オからキの規定にかかわらず、103条1項1号又は4号に掲げる事項（信託の目的の変更、受益債権の内容の変更。これらの事項にあっては、受益者間の権衡に変更を及ぼすものに限る。）に係る重要な信託の変更等に係る受益者集会の決議は、総受益

⁷ 取締役設置会社の特別決議（会社法309条2項）に相当する。

⁸ 取締役設置会社の特殊決議（会社法309条3項）に相当する。

審議事項(2)

者の半数以上であって、総受益者の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

ケ 受益者集会は、受益者集会の目的である事項(108条2号)以外の事項については、決議をすることができない。

4 信託管理人等

信託管理人(123条から130条)

受益者が現に存しない場合においては、信託行為の定め又は裁判所の決定により、受益者のために信託管理人を選任することができるものとし、信託管理人の資格、権限、義務及び任務終了事由等について所要の規定が整備されている。

信託監督人(131条から137条)

受益者が現に存する場合においては、信託行為の定め又は裁判所の決定により、受益者のために受託者を監督する信託監督人を選任できるものとし、信託監督人の権限、義務及び任務終了事由等について所要の規定が整備されている。

受益者代理人(138条から144条まで関係)

信託行為において、その代理する受益者を定めて、受益者代理人となるべき者を指定する定めを設けることができるものとし、受益者代理人の権限等について所要の規定が整備されている。

五. 委託者

1 委託者の権利等

信託行為においては、委託者が信託法の規定による権利の全部又は一部を有しない旨や受益者が信託法に基づいて有する権利を委託者も有する旨等を定めることができる(145条)。

2 委託者の地位の移転等

委託者の地位は、受託者及び受益者の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる(146条)。

六. 信託の変更、併合及び分割

1 信託の変更

関係当事者の合意等(149条)

ア 信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。

イ 信託の目的に反しないことが明らかであるときには、受託者及び受益者の合意によって変更することができる。

ウ 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときには、受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示によって変更することができる。

エ 受託者の利益を害しないことが明らかであるときには、委託者及び受益者による受託者に対する意思表示によって変更することができる。

オ 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるときには、受益者による受託者に対する意思表示によって変更することができる。

カ アからオの規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

特別の事情による信託の変更を命ずる裁判(150条)

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の変更を命ずることができる。

2 信託の併合

関係当事者の合意等(151条)

ア 信託の併合は、従前の各信託の委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。

イ 信託の目的に反しないことが明らかであるときは、受託者及び受益者の合意によって併合することができる。

ウ 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときには、受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示によって併合することができる。

債権者の異議(152条)

信託の併合をする場合には、従前の信託の信託財産責任負担債務に係る債権者は、受託者に対し、信託の併合について異議を述べることができる。

3 信託の分割

吸収信託分割(155条から158条)

ア 吸収信託分割は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。

イ 信託の目的に反しないことが明らかであるときは、受託者及び受益者の合意によって吸収信託分割をすることができる。

ウ 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときには、受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示によって吸収信託分割をすることができる。

エ 吸収信託分割をする場合には、分割信託及び承継信託の信託財産責任負担債務に係る債権者は、受託者に対し、吸収信託分割について異議を述べることができる。

新規信託分割(159条から162条)

ア 新規信託分割は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。

イ 信託の目的に反しないことが明らかであるときは、受託者及び受益者の合意によって新規信託分割をすることができる。

ウ 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときには、受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示によって新規信託分割をすることができる。

エ 新規信託分割をする場合には、従前の信託の信託財産責任負担債務に係る債権者は、

受託者に対し、吸収信託分割について異議を述べるができる。

七. 信託の終了及び清算

1 信託の終了

信託の終了事由

信託は、委託者及び受益者がいつでもその合意により終了することができる(164条1項)ほか、次の場合に終了する(163条)。

ア 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき

イ 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき

ウ 信託の併合がされたとき

エ 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき

オ 委託者が破産手続開始の決定等を受けた場合において、破産法53条1項等の規定による信託契約の解除がされたとき

カ 信託行為において定めた事由が生じたとき

特別の事情による信託の終了を命ずる裁判(165条)

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判(166条から173条)

裁判所は、公益を確保するため信託の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は委託者、受益者、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、信託の終了を命ずることができる。

2 信託の清算

清算の開始原因(175条から176条)

信託は、当該信託が終了した場合には、清算をしなければならない(信託は、当該信託が終了した場合においても、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。)。

清算受託者(176条から181条)

清算受託者(信託が終了した時以後の受託者)の職務、権限等について、所要の規定が整備されている。

残余財産の帰属等(183条及び183条)

残余財産の帰属すべき者について、所要の規定が整備されている。

清算受託者の職務の終了等(184条)

清算受託者の職務終了時における最終計算義務等について、所要の規定が整備されている。

八. 受益証券発行信託の特例

1 総則⁹

受益証券の発行に関する信託行為の定め（185条）

信託行為において、一又は二以上の受益権を表示する証券（受益証券）を発行する旨を定めることができる（当該信託を「受益証券発行信託」という。）。

受益権原簿の記載等（186条）

受益証券発行信託の受託者は、遅滞なく、受益権原簿を作成しなければならない。

受益者による権利行使

ア 記名受益権の受益者について、受益証券発行信託の受託者は、基準日受益者（基準日において受益権原簿に記載され又は記録されている受益者）をその権利を行使することができる者と定めることができる（189条）。

イ 無記名受益権の受益者は、受益証券発行信託の受託者その他の者に対しその権利を行使しようとするときは、その受益証券を当該受託者その他の者に提示しなければならない。また、受益者集会において議決権を行使しようとするときは、受益者集会の日の1週間前までに、その受益証券を108条に規定する招集者に提示しなければならない（192条）。

2 受益権の譲渡等の特例

受益証券の発行された受益権の譲渡（194条）

受益証券発行信託の受益権の譲渡は、当該受益権に係る受益証券¹⁰を交付しなければ、その効力を生じない。

受益証券発行信託における受益権の譲渡の対抗要件（195条）

受益証券発行信託の受益権の譲渡は、その受益権を取得した者の氏名又は名称及び住所を受益権原簿に記載し又は記録しなければ、受益証券発行信託の受託者に対抗することができない¹¹。

権利の推定等（196条）

受益証券の占有者は、当該受益証券に係る受益権を適法に有するものと推定する。

受益証券の発行された受益権の質入れ等

ア 受益証券の発行された受益権の質入れは、当該受益権に係る受益証券を交付しなければ、その効力を生じない（199条）。

イ 登録受益権質権者は、受益証券発行信託の受託者に対し、質権に関する書面の提供を請求することができる（202条）。

ウ 受益証券の発行されない受益権（185条2項）で他の信託の信託財産に属するものについては、当該受益権が信託財産に属する旨を受益権原簿に記載し又は記録しなければ、当該受益権が信託財産に属することを受益証券発行信託の受託者その他の第三者

⁹ 受益権を有価証券化することは、特別法による投資信託や貸付信託に限定される必要はないことによる。

¹⁰ 私法上の有価証券（証券の交付によって譲渡は第三者に対抗可）であり、金融商品取引法上も有価証券（2条1項14号）として取り扱われる。

¹¹ 無記名受益権については、受託者に対して対抗可（195条3項）。

に対抗することができない(206条)。

3 受益証券

受益証券の発行等

ア 受益証券発行信託の受託者は、信託行為の定めに従い、遅滞なく、当該受益権に係る受益証券を発行しなければならない(207条)。

イ 受益証券の記載事項等について、所要の規定が整備されている(209条)。

ウ 受益証券が発行されている受益権の受益者は、いつでも、その記名式の受益証券を無記名式とし、又はその無記名式の受益証券を記名式とすることを請求することができる(210条)。

受益証券の喪失(211条)

受益証券を喪失した場合について、所要の規定が整備されている。

4 関係当事者の権利義務等の特例

受託者の義務の特例(212条)

受益証券発行信託においては、信託行為の定めにより受託者の義務の一部を軽減することができない。

受益者による権利行使の特例(213条)

受益証券発行信託においては、受益者が単独で行使できる権利の一部について、総受益者の議決権の100分の3以上の割合の受益権を有する受益者又は現に存する受益権の総数の100分の3以上の数の受益権を有する受益者に限り、当該権利を行使することができる旨の信託行為の定めを設けることができる。

受益者集会制度の設置に関する特例(214条)

受益者が二人以上ある受益証券発行信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、受益者の意思決定は受益者集会における多数決による旨の信託行為の定めがあるものとみなす。

委託者の権利行使の特例(215条)

受益証券発行信託においては、この法律の規定による委託者の権利の一部は、受益者がこれを行行使する。

九. 限定責任信託の特例

1 総則

限定責任信託の要件(216条)

限定責任信託は、信託行為において受託者がそのすべての信託財産責任負担債務について信託財産のみをもってその履行の責任を負う旨の定めをし、登記(232条)をすることによって、限定責任信託としての効力を生ずる。

固有財産に属する財産に対する強制執行の制限(217条)

限定責任信託においては、信託財産責任負担債務に係る債権(受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じたものを除く。)に基づいて、固有財産に対し、強制執行等を行うことはできない。

限定責任信託の名称等(218条)

限定責任信託には、その名称中に限定責任信託という文字を用いなければならない。

取引の相手方に対する明示義務(219条)

受託者は、限定責任信託の受託者として取引をするに当たっては、その旨を取引の相手方に示さなければ、これを当該取引の相手方に対し主張することができない。

2 計算等の特例

帳簿等の作成等、報告及び保存の義務の特例(222条)

限定責任信託における帳簿その他の書類の作成、その内容の報告及び保存については、37条及び38条に対する特例が定められている。

ア 受託者は、法務省令で定めるところにより、限定責任信託の会計帳簿を作成しなければならない。

イ 受託者は、限定責任信託の効力が生じた後速やかに、法務省令で定めるところにより、その効力が生じた日における限定責任信託の貸借対照表を作成しなければならない。

ウ 受託者は、毎年、法務省令で定める一定の時期において、法務省令で定めるところにより、限定責任信託の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

エ 受託者は、ウの書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について受益者に報告しなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

オ 受託者は、アの会計帳簿を作成した場合には、その作成の日から10年間、当該会計帳簿を保存しなければならない。ただし、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

カ 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し又は取得した場合には、その作成又は取得の日から10年間、当該書類又は電磁的記録を保存しなければならない。この場合においては、オのただし書の規定を準用する。

キ 受託者は、イの貸借対照表及びウの書類又は電磁的記録を作成した場合には、信託の清算の終了の日までの間、これらを保存しなければならない。ただし、その作成の日から10年間を経過した後において、受益者に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

受託者の第三者に対する責任(224条)

限定責任信託において、受託者が信託事務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該受託者はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

受益者に対する信託財産に係る給付の制限

ア 限定責任信託においては、受益者に対する信託財産に係る給付は、その給付可能額（受益者に対し給付をすることができる額として、純資産額の範囲内において法務省令で定める方法により算定される額）を超えてすることはできない(225条)。

イ 受託者が、これに違反して受益者に対する信託財産に係る給付をした場合には、受託者及び当該給付を受けた受益者は、信託財産に対するてん補の義務等を負う（226条から228項）。

限定責任信託の清算（229 条から 231 条）

限定責任信託の清算について、所要の規定が整備されている。

3 限定責任信託の登記

信託行為において、限定責任信託の定め（216 条 1 項）がされたときは、所定の事項を二週間以内に、登記しなければならない(232 条)。

所定の事項に変更があったときは、二週間以内に、その変更の登記しなければならない(233 条)。

一〇. 受益証券発行限定責任信託の特例

1 会計監査人の設置等(248 条から 249 条)

ア 受益証券発行信託である限定責任信託（受益証券発行限定責任信託）においては、信託行為の定めにより、会計監査人を置くことができる(「会計監査人設置信託」という)。

イ 受益証券発行限定責任信託であって最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であるものにおいては、会計監査人を置かなければならない。

ウ 会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人が欠けた場合の措置(250 条)

会計監査人設置信託において、会計監査人が欠けたときは、委託者及び受益者は、会計監査人が欠けた時から二箇月以内に、その合意により、新たな会計監査人を選任しなければならない。

3 会計監査人の辞任等（251 条）

ア 会計監査人は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができる（57 条 1 項本文の準用）。

イ 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、会計監査人を解任することができる。委託者及び受益者が会計監査人に不利な時期に解任したときは、委託者及び受益者は、会計監査人の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない（58 条 1 項 2 項の準用）。

4 会計監査人の権限等(252 条)

会計監査人は、法務省令で定めるところにより作成された限定責任信託の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録（222 条 4 項）を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

審議事項(2)

一一. 受益者の定めのない信託の特例¹²

1 受益者の定めのない信託の要件(258条)

受益者の定め(受益者を定める方法の定めを含む)のない信託は、信託契約による方法又は遺言による方法によってすることができる。

2 受益者の定めのない信託の存続期間(259条)

受益者の定めのない信託の存続期間は20年を超えることができない¹³。

3 受益者の定めのない信託における委託者の権利等(260条から261条)

受益者の定めのない信託の委託者の権利等について、所要の規定が整備されている。

一二. 雑則

1 非訟(略)

¹² これは、いわゆる目的信託と呼ばれるものに該当する(公益信託以外にも、受益者の定めのない信託を許容することにより、厳密な意味での公益目的とはいえない社会活動の受け皿等として利用可能とするため、これを許容することとした)。

¹³ 受益者の定めがあるものは、法令上制限はないが、あまりに長期なものは、その間、信託財産は拘束されるため、相当期間を超えた場合は無効になる(民法90条)ものと解されている(例えば、四宮和夫「信託法[新版]」(有斐閣)p152参照)。

2 公告等

法人である受託者についての公告の方法(265条)

この法律の規定による公告は、受託者が法人である場合には、当該法人における公告の方法(公告の期間を含む)によりしなければならない。

法人である受託者の合併等についての公告等の手続の特例(266条)

ア 会社法その他の法律の規定により、ある法人が組織変更、合併その他の行為をするときは当該法人の債権者が当該行為について公告、催告その他の手続を経て異議を述べるができることとされている場合において、法人である受託者が当該行為をしようとするときは、受託者が信託財産のみをもってその履行の責任を負う信託財産責任負担債務に係る債権を有する者は、当該行為についてこれらの手続を経て異議を述べるができる債権者に含まれない。

イ 会社法等の規定による法人の事業の譲渡に関する規定の適用については、自己信託は、その対象となる行為に含まれるものとする。

一三. 罰則(略)

一四. 施行期日等(附則)

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

自己信託(3条3号)の規定は、この法律の施行の日から起算して1年を経過するまでの間は、適用しない。

受益者の定めのない信託(公益を目的とするものを除く。)は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない¹⁴。

の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

一五. 旧信託法及び新信託法の適用関係

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)に定められている。

- 1 契約によってされた信託で新信託法の施行日前にその効力が生じたものについては、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、なお従前の例による。遺言によってされた信託で施行日前に当該遺言がされたものについても、同様とする(整備法2条)。
- 2 整備法2条の規定によりなお従前の例によることとされる信託については、信託行為の定めにより、又は委託者、受託者及び受益者(旧信託法第8条第1項に規定する信託管理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人)の書面若しくは電磁的記録(新信託法第

¹⁴ 附則3項4項については、衆議院審議における修正案を反映している。

審議事項(2)

- 3条第3号に規定する電磁的記録をいう。)による合意によって適用される法律を新法(新信託法及び整備法による改正後の法律の規定)とする旨の信託の変更をして、これを新法の規定の適用を受ける信託(新法信託)とすることができる(整備法3条1項)。
- 3 新法信託においては、新法の規定は、整備法に別段の定めがある場合を除き、整備法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法(整備法の規定による改正前の法律)の規定によって生じた効力を妨げない(整備法4条1項)。
- 4 整備法2条などの規定によりなお従前の例によることとされる信託(旧法信託)が新法信託となった場合には、4条1項本文の規定にかかわらず、以下については、なお従前の例による(整備法4条2項から4項)。
- 新法信託となる前にされた信託の詐害行為取消権(民法424条)による取消し及び否認
- 受託者の債務であって新法信託となる前の原因によって生じたもののうち信託財産に属する財産をもって履行する責任を負うものの範囲
- 新法信託となる前に受託者に対する債務の負担の原因が生じた場合及び新法信託となる前に受託者に対して債務を負担する者につき受託者に対する債権の取得の原因が生じた場合における相殺の制限
- 5 旧法信託が新法信託となった場合には、次のように扱う(5条1項から4項)。
- 施行日前にした旧法の規定による処分、手続その他の行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした旧法の規定による処分、手続その他の行為は、この法律に別段の定めがある場合を除き、新法の相当規定によってしたものとみなす。
- 当該信託が新法信託となった日前に旧信託法31条本文の規定により生じた取消権の消滅については、なお従前の例による。
- 旧信託法8条1項の規定により選任された信託管理人は、新信託法の相当規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを選任されたものとみなす。
- 一 受益者が現に存しない場合 信託管理人
- 二 受益者が現に存する場合 受益者代理人
- 新法信託となった際現に旧信託法第48条の規定により選任された信託財産の管理人がある場合には、当該信託財産の管理人は、遅滞なく、新信託法63条1項に規定する信託財産管理命令の申立てをしなければならない